

### 第3章 林業公社を取り巻く全国の状況

#### 1 国の林業公社問題に対する状況

国においては、総務省、林野庁及び地方代表5府県で構成された、「公社の経営対策等に関する検討会」の最終報告において次のように示されている。

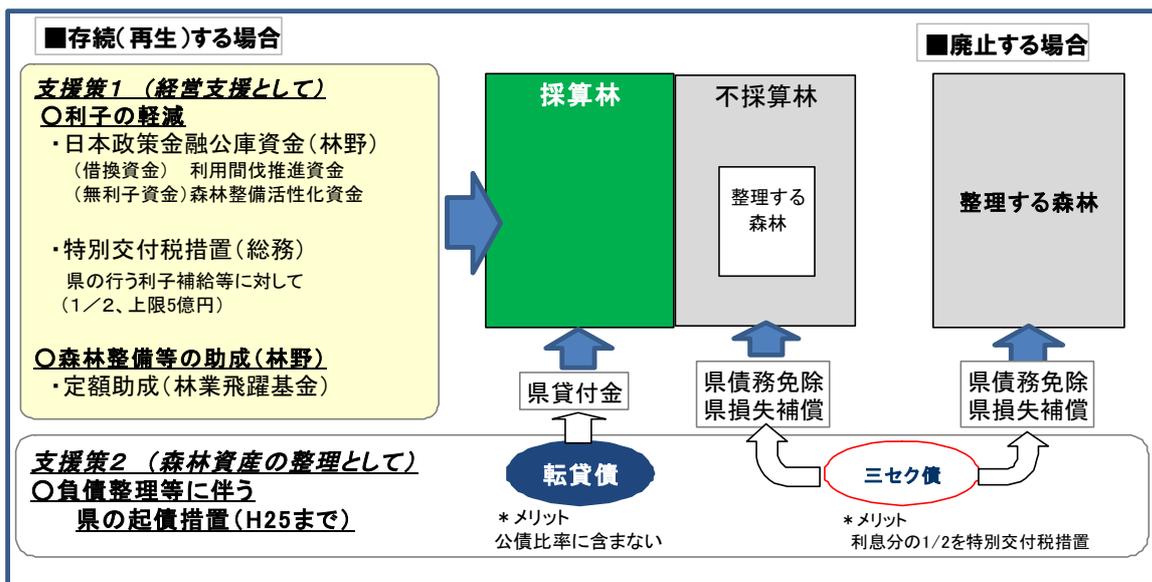
今後の公社については、現状の経営方針、経営状況等について検証・評価するとともに、情報開示を徹底する。その上で、今後の公社の役割、あり方を検討すること。

経営状況等の実態把握・開示として、最新の公益法人会計基準を早期に適用し、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるといった林業の特殊性等も踏まえ、森林資産の時価の具体的な算定方法について検討を行う。その上で、公社の経営状況及び資産債務の状況について、積極的かつ分かりやすい情報公開を行うべきであること。

さらに、公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討として、経営が著しく悪化した第三セクターについては、その存廃も含めた集中的な改革が求められていることから、公社についても、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）により、その設置を要請した経営検討委員会において、経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営の見直しの検討を行い、都道府県においては、公社に係る「改革プラン」を策定し、確実に実行する必要があること。

なお、「改革プラン」の策定に当たっては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）を十分に踏まえ、存続する公社に係る「改革プラン」においては、具体的な経営改善策や必要となる公費負担を明らかにした上で、公社の将来にわたり継続的な経営が可能となることを客観的に示す必要がある。その際、第三セクター等改革推進債が平成25年度までの措置であること、及び新しい公益法人制度への移行期間が平成25年11月末までで終了することに留意すべきである。

また、将来の森林整備のあり方の検討については、既往造林地の取扱、将来的な公的森林整備の手法など地域ニーズを踏まえ、公社における将来の森林整備のあり方について検討を行う。その際、必要に応じて、地域の有識者等で構成する都道府県森林審議会等の意見を聴取することが適当である。



現状: 国においては、新たな林業公社支援策を講じる動きはない

## 2 各県の状況

国の森林整備施策と公社造林事業との関係については、昭和33年に主として民間外部資金による造林の推進を図る観点から、安定的な分収造林契約関係の根拠となる分収造林特別措置法が制定されたことが、多くの公社設立のきっかけとなった。

各県の公社の経営をみると、造林事業の対象区域や事業規模の決定、資金調達方法や都道府県の支援の状況などが様々であり、これを受けて、債務の状況等についても各公社で大きな差がある。

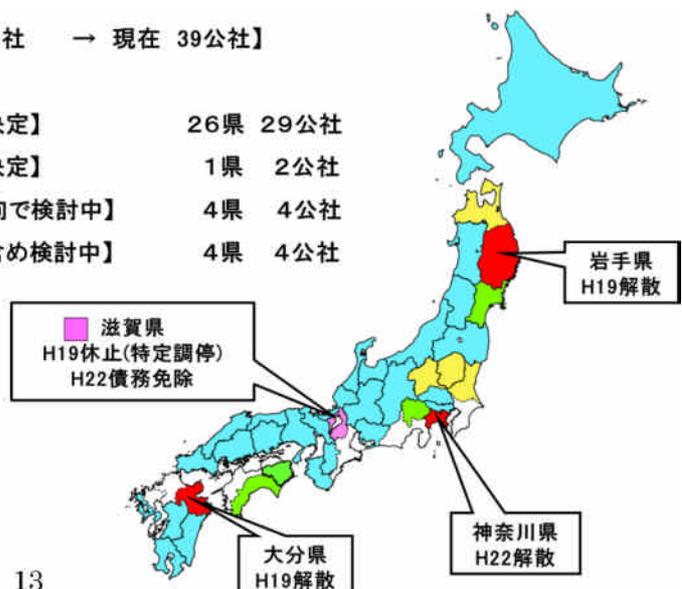
全国38都道府県に42あった公社は、公庫等からの多額の借入金返済や、伐期の長期化に伴う金利負担や管理経費の増大等により、現在までに大分、岩手、神奈川県が解散しており、いずれも分収林契約は県営林と一元化されている。

また、関東圏の3公社と青森県については解散方向で検討、徳島県を含めた4公社は存廃を含めて検討中であるが、全国的にほとんどの公社は存続を決定している。

【平成11年度 42公社 → 現在 39公社】

各県の検討状況

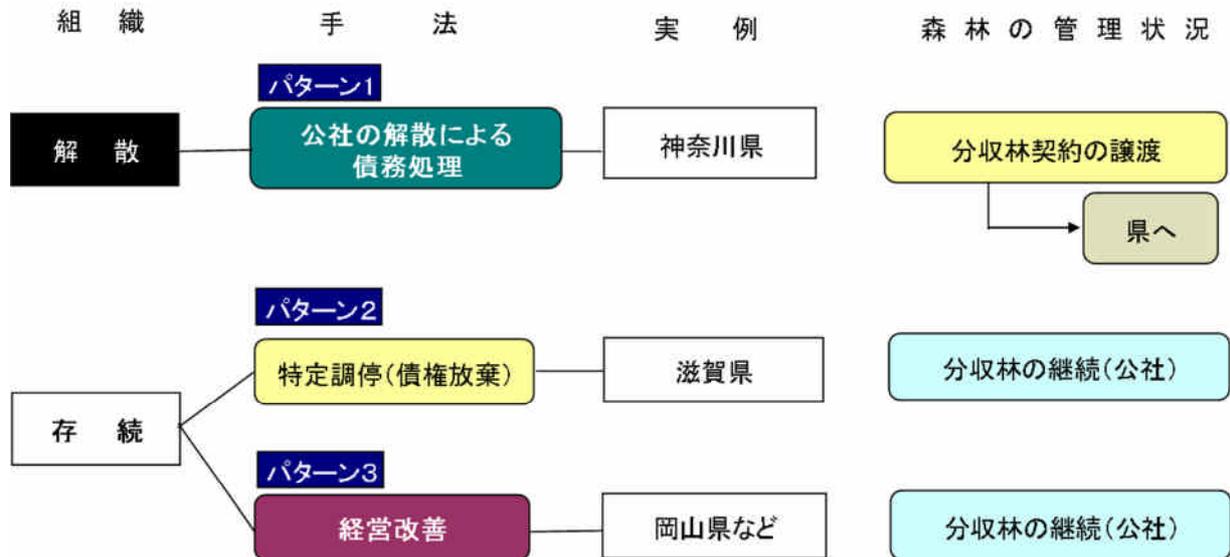
■ 【存続を決定】	26県 29公社
■ 【整理を決定】	1県 2公社
■ 【解散方向で検討中】	4県 4公社
■ 【存廃を含め検討中】	4県 4公社



### 3 主な全国の事例

各県の公社のあり方については、ほとんどが存続という形で決定しているものの、廃止という厳しい結果となったところもある。

そのうち、代表的な事例である3つのパターンについて紹介する。

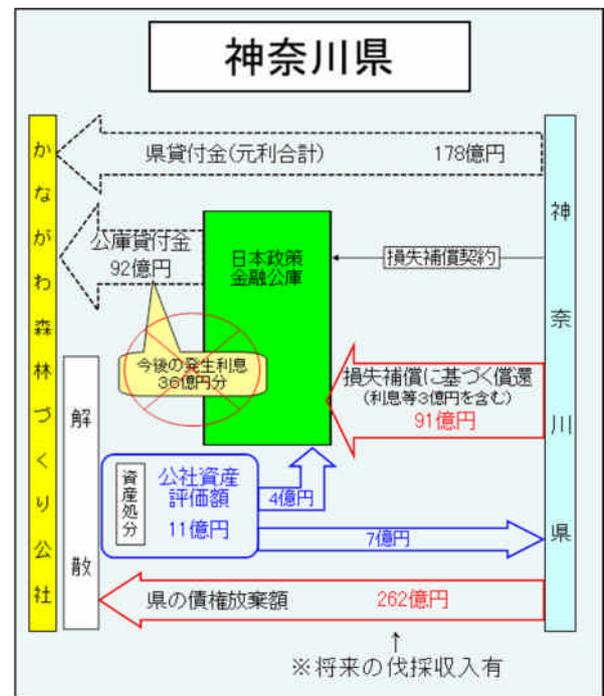


#### (1) 解散(公社解散による債務処理:神奈川県)

公社から県へ代物返済という形で分収林を譲渡、分収契約は県に移り県行造林として継承していく。

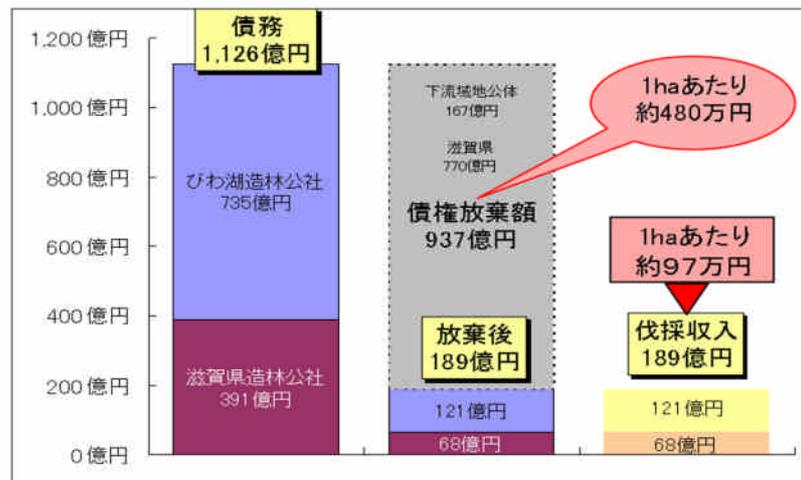
#### かながわ森づくり公社

- ①公庫への支払利息節減:36億円(解散の理由)
- ②森林の管理 : 県が分収林契約を引き継ぐ
- ③森林整備事業 : 県が県森連に外注(水源環境税で)
- ④県の債権放棄 : 262億円
- ⑤県の資金調達(公庫返済金):三セク債
- ⑥公社職員(15名) : 県森連等へ



## (2) 存続(特定調停:滋賀県)

①債権放棄額	937億円	うち滋賀県	770億円	うち大阪府他	167億円
②大阪府等へ一括弁済	約14億円	-滋賀県が無利子貸付 (将来の伐採収益約30億円の割引額)			
③兵庫県の約2億円、残り滋賀県分	187億円	→収益発生時に弁済			
④公庫資金		県が免責的債務の引受			
					690億円

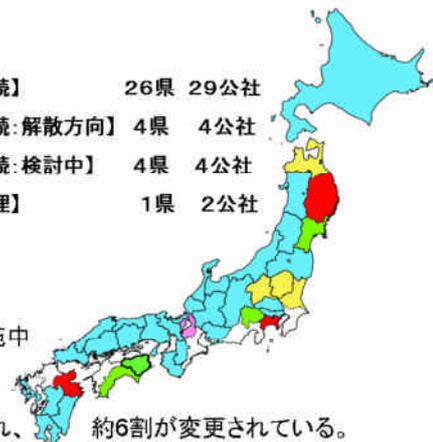


## 存続(経営改善:岡山県など)

全国39公社における 契約変更と助成措置の実施数

区分	分収契約の変更		助成措置			
	長伐期	分収割合	人件費補助	管理費補助	無利子貸付	利子助成
実施公社数	30 77%	19 49%	21 54%	6 15%	30 77%	24 62%
徳島県	○	○			○	○

- 【存続】 26県 29公社
- 【存続:解散方向】 4県 4公社
- 【存続:検討中】 4県 4公社
- 【整理】 1県 2公社



▶存続29公社のうち28公社が「**現行の事業しくみを前提に経営改善**」を実施中

### ○分収林契約の変更

▶長伐期への変更(約50年→約80年)は、**ほぼ全国(関東を除く)**で実施され、約6割が変更されている。

▶分収割合の変更は、半数の公社で(概ね6:4を7:3に変更)実施中、変更済みは約4割

### ○助成措置の実施状況

▶過半数が県職員の派遣や補助、多いところは、石川13、富山12、奈良9、東京7、栃木、和歌山5人分

▶管理費の助成は少数ながら、東京は全額助成を、滋賀、岡山は不足額を出資や補助

▶無利子貸付と利子助成のいずれも実施していないのは3道県のみ。(北海道、茨城、栃木)

### 具体例

※北海道 経営面積(110ha)小のため合併し、分収契約は解除(事業しくみの変更)  
 ※東京都 新公益法人の認定済み、研究や緑の募金と複合(人件費と事務費は全額助成)  
 ※岡山県 環境林へ目的転換 債務は全額短期(県)に(環境目的の整備費用と管理費は県助成)  
 ※広島県 農業公社と合併。現業職員による直管作業班が搬出間伐を実施  
 ※長崎県 分収林契約の8割が変更済み、直送販売や海外輸出など販売方式の工夫